

報道関係者 各位

発表日 令和6年7月30日  
照会先 九州厚生局宮崎事務所  
電話番号 0985-72-8880

## 保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消し

厚生労働省九州厚生局は、令和6年7月30日付けで、保険医療機関に対する指定の取消処分及び保険医に対する登録の取消処分を行いました。

この処分は、実際には行っていない保険診療を付け増しするなどして、診療報酬を不正に請求したことによるものです。(不正・不当請求額 約76万円)

なお、今回の処分にあたっては、令和6年7月25日に開催された九州地方社会保険医療協議会に諮問を行い、諮問のとおりのお返事がなされています。

### 記

#### 1 保険医療機関の指定の取消処分及び保険医の登録の取消処分

##### (1) 指定取消となる保険医療機関

名称	佐藤歯科医院
所在地	宮崎県延岡市塩浜町1丁目1588番地の38
開設者	佐藤 むつ枝 (さとう むつえ)
指定取消日	令和6年7月30日

##### (2) 登録取消となる保険医

氏名	佐藤 むつ枝 (さとう むつえ)	67歳
登録取消日	令和6年7月30日	

#### 2 根拠条文

##### (1) 保険医療機関の指定取消

健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号

##### (2) 保険医の登録取消

健康保険法第81条第1号及び第3号

### 3 診療報酬の不正及び不当請求

監査において確認した不正・不当請求に係るレセプト件数及び金額  
(平成 29 年 12 月分～令和 4 年 2 月分)

不正請求	23 名分	レセプト	85 件	751,436 円
不当請求	7 名分	レセプト	21 件	14,486 円
合 計	30 名分 (15 名分)	レセプト	106 件 (74 件)	765,922 円

※ ( ) 内は患者実人数及びレセプト実件数である。

(注) 上記の件数及び金額は、監査で確認したもののみを計上しており、最終的な不正・不当請求の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時点では確定していない。

### 4 取消処分 of 主な理由

#### (1) 不正請求

##### ① 付増請求

実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

・実際には全部金属冠の製作及び装着を行っていないにもかかわらず行ったとして請求していた。

##### ② 振替請求

実際に行った保険診療を保険点数の高い別の保険診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

・実際には金属冠修復（インレー）を製作したにもかかわらず、保険点数の高い別の診療（全部金属冠）に振り替えて請求していた。

##### ③ 二重請求

自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療したとして、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

・実際には自費診療として、オールセラミックを材料とした歯冠修復を自費診療で行い、患者から当該費用を受領しているにもかかわらず、保険診療を行ったとして請求していた。

#### ④ その他の請求

実際に行った保険適用外である診療を、保険適用である診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・実際には保険適用外の有床義歯を修理したにもかかわらず、保険適用の有床義歯を修理したとして請求していた。

#### (2) 不当請求

算定要件を満たさない画像診断、検査、手術及び有床義歯修理の診療報酬を不当に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・電子画像管理加算について、撮影した画像を電子化して管理及び保存していないにもかかわらず請求していた。
- ・診療録に有床義歯修理の内容の要点が記載されていないにもかかわらず、有床義歯修理を請求していた。

### 5 監査を行うに至った経緯等

- (1) 令和3年4月、患者から、九州厚生局宮崎事務所に対し、医療費通知を確認したところ、佐藤歯科医院において、自費による歯科矯正治療を行った期間に保険請求が行われていることになっている、不正請求ではないかとの情報提供があった。
- (2) 令和3年10月、11月及び12月に個別指導を実施したところ、佐藤歯科医師が前記(1)の情報提供者も含めた複数の患者に係る保険適用外の矯正治療による抜歯について、保険診療を行ったとして診療報酬を請求したことを認めたほか、実際には実施していない治療内容を保険請求したこと、さらに、当該歯科の事務職員を通して歯科技工所に納品書の書き換えを依頼するよう指示したことを認め、エックス線写真撮影についても一部撮影していないことを認めたため、個別指導を中断し、歯科技工所調査及び患者調査を実施した。
- (3) 個別指導、歯科技工所調査及び患者調査の状況から、佐藤歯科医院が診療報酬を不正に請求していることが強く疑われたため、令和4年7月から令和5年7月まで計11日間の監査を実施した。